

第6回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

■ 日 時

令和7年11月28日（金） 午後2時～午後4時

■ 会 場

宇都宮市上下水道局5階大会議室

■ 出席者

- ・ 委 員： 阿久澤真理委員，梓澤昌徳委員，飯村耕介委員，
岩村由紀乃委員，太田正委員，大山眞一委員，釜井里奈委員，
菅野大造委員，木村由美子委員，柴田賢司委員，関本充博委員，
野澤克子委員，増田良二委員，三宅徹治委員，谷田部正一委員
(50音順)
- ・ 局 側： 上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，副参事
経営企画課長，経営担当主幹，企業総務課課長，
お客様さまサービス課長，工事受付センター所長，水道管理課長，
水道建設課長，下水道管理課長，下水道施設管理センター所長，
下水道建設課長，水質管理課長，事務局職員

■ 傍聴者数

3名

■ 会議経過

1 開 会

2 説 明

- (1) 使用水量の分布状況及び県内の料金改定状況について
- (2) 個別需給給水契約制度（大口需要者特約制度）について

3 審 議

- ・ 答申書の作成について

(1) 使用水量の分布状況及び県内の料金改定状況について
事務局より、資料1に基づき説明

M委員 :これまでの審議会でも、市民にわかりやすく説明することの重要性が話題にあがっているところ、2ページ目の「調定件数」という文言は役所言葉と思われる所以、市民への説明の際は配慮してほしい。

会長 :質問ではなく意見ではあるが、事務局から、この場で言葉の説明をしてほしい。

事務局 :調定件数を簡単に申し上げると請求件数である。
ご意見のとおり、一般的な言葉ではないと考えられるため、市民に説明する際には、わかりやすい言葉にするよう説明を心掛ける。

(2) 個別需給給水契約制度（大口需要者特約制度）について
事務局より、資料2に基づき説明

会長 :この制度は、大口需要者の水道離れへの対策であるが、水道離れを抑制することが、小口利用者の負担軽減にも繋がるものである。最近では、地下水利用への転換など水道離れが起きている。制度の見直しを検討するとの説明があったが、どのような検討をしているか。

事務局 :適用単価の検討に加え、適用となる水量の要件を緩和することや、渇水時に単価が上がる制度を廃止することなどを検討している。

会長 :制度が十分活用されるように検討してほしい。

M委員 :今の水道料金は使えば使うほど単価が上がる遅増制になっており、この制度はそれに対する緩和策である。それが市民に伝わるようにしてほしい。

(3) 答申書の作成について
事務局より、資料3に基づき説明

会長 : まず3ページまで、何か意見があるか。

一同 : 異議なし

会長 : 4ページについて意見があるか。

I委員 : 料金の適正性については、中期的な財政見通しを確認したうえで、今回の算定期間において必要な水準を算出していることから、算定期間を記載したほうが良いのではないか。

事務局 : 財政見通しでお示しした10年間については触れているが、算定期間については記載していない。

会長 : 基本的に、料金は3～5年で算定することになっている。意見はごもっともであり、算定期間を明らかにした方が良い。別の箇所にそれぞれ記載した方が良いのではないか。

事務局 : 7ページが料金制度に関する記載であるため、ここに入れるのはどうか。

会長 : 異議がなければ、提案のあった箇所に算定期間を追記する。

一同 : 異議なし

事務局 : 算定期間は4年であるが、中期的な見通しを作成したうち4年を切り取って算定しているということを記載するという意見か。

I委員 : あくまで算定期間が明示されていなかったため、その記載が必要という意見である。

会長 : どの程度の改定率が必要なのかというのは、今の水道料金で計算すると、どれだけ赤字になるかを計算し、改定率を算出することであるため、前提となる算定期間はかなり重要である。

支出を賄うだけの料金収入としなければならない。
記載ぶりは、事務局と検討することで良いか。

一 同 : 異議なし

L 委員 : 4 ページには課題が記載されており、1 つめの課題が老朽化対応、2 つめの課題が災害対応、3 つめの課題が物価高騰や人口減など経済情勢となっている。その課題に対応する形で、5 ページに料金改定の必要性を説いている。
5 ページには、4 ページに記載のある施設等更新や耐震化推進急務の文言がないため、5 ページにも4 ページに記載の課題を漏れなく記載した方がよいのではないか。

会 長 : 老朽化や耐震化の文言を5 ページに追記することとする。
5, 6 ページについて、他に何か意見はあるか。

N 委員 : 先ほどの意見に併せて、下水道事業においても水道事業と併せて同様に内容を盛り込むと、内容が重複してしまうため、6 ページはまとめていただくのも良いと思う。

会 長 : 重複はなるべく避けるべきなので、文言として少し加える程度に整理する。7 ページについて意見はあるか。

A 委員 : 7, 8 ページの「パーセント」「%」の標記を統一してほしい。

会 長 : 答申においてはカタカナに統一する。
続いて、8 ページについて意見はあるか。

一 同 : 意見なし

会 長 : 9 ページについて意見はあるか。

M 委員 : 2 一イのタイトルが下水道になっているが、地域下水でないか。

事務局 : 審議会の資料においては便宜上、ページが分かれてしまっているが、答申の中では見出しあり1 つである。

- 会長 : 10ページは審議会としての付帯意見であるが、何か意見はあるか。
- 一同 : 意見なし
- M委員 : 基本水量を無くすことについて、低所得者に過度な負担がかかならないようにしてほしいとの意見が、審議会内であがつたことから、新料金体系を作成するにあたり低所得者に配慮した点を記載した方がよいのではないか。
- 会長 : 基本水量の見直しなどは低所得者への配慮になるため、付帯意見ではなく答申本文に含めるのはどうか。
- 事務局 : 低所得者に対しての配慮についての意見があったが、当局で低所得者を調べることはできないことから、使用水量が少ない方への配慮となっている。そこには言葉の違いがあると考える。
- 事務局 : 28.6%という改定率を決定する際には、少量利用者への配慮が加味されている。少量利用者などに配慮したうえで、改定率を決定した旨を記載するのはどうか。
- M委員 : 賛同する。
- 会長 : それでは7ページに、基本水量の見直しにより、少量利用者などに配慮したうえで決定した旨を追記とすることによろしいか。
- 一同 : 異議なし
- D委員 : 11ページの中段に再度の改定の必要性が示されたとあるが、誰が示したのかを明示すべきではないか。
- 会長 : 主語を追加すべきであるという意見だがどうか。
- 事務局 : 市が示したこととを表すために、市という主語を追加する。

- 会長 : 12ページについて意見はあるか。
- I委員 : 先ほどの算定期間と関連して、下水道改定率については、使用者の負担を考慮して段階的な改定との記載があるが、水道には記載がない。水道も段階的な料金改定が必要であることには変わりがないため、現在の記載では整合性がないのではないか。
- 事務局 : 水道と下水道で大きく違う点があり、記載を変えている。
下水道は、本来あるべき姿がある程度定まっている。
一方で、水道は老朽化対応に対する企業債の比率を90%から70%に減らすことを前提にして、その場合の改定率を算出している。企業債残高は減らした方が良いが、どこまで減らすのが良いのかは固まっていない。そのことから、審議会では企業債の充当率70%にした場合で検討した改定率を示させていただいた。水道は企業債の充当率に議論の余地が残っているため、本来あるべき姿を明確に示すことは難しいと考える。
- 会長 : 下水道は一般会計との関わりが論点であり、「雨水公費・下水私費」で経営していくべきである。しかし、いきなり理想の状態にはできないため、段階的な改定が必要であるという意味合いである。水道と下水道で立場が違うということを御理解いただきたい。
- I委員 : 了承した。
- 会長 : 13ページについて意見はあるか。
- A委員 : 13ページの記載については、本日の資料2で説明したものと同様だと思うが、資料2には企業要件等についての具体性があった。他の付帯意見とのバランスを見るともう少し具体性があった方が良いのではないか。
- 事務局 : 適用要件、緩和の方向性についてはバランスを見て可能な範囲で具体例を入れていく。
- L委員 : 印象の話にはなるが、「節水機器の普及による料金の減」という

言葉が何回か出てくるが、水を大切に有効に使ったために、料金が値上がりするのかと感じてしまい、節水意識や節水機器が悪いように聞こえてしまう懸念がある。

- 会長 : 基本水量を廃止することにより 1 m³の使用から従量料金が課されることから節水努力が報われるという側面もある。事務局と調整して対応する。
- B委員 : 小口利用者や生活困窮者に対して配慮して議論した旨をはじめにの最後の段落に入れた方が良いのではないか。
- 会長 : 「小口利用者への配慮を踏まえた上での」という趣旨の言葉を入れていく。実際の答申書には、本日示された資料の項目以外に、どのような項目が入るか。
- 事務局 : 料金表と委員名簿を付ける。
- 会長 : 答申書について他に意見はあるか。
- 一同 : 意見なし
- 会長 : 特になければ、答申案についてはいただいた意見を踏まえて仕上げていくということで良いか。
- 一同 : 了承
- 会長 : 文言の整理については、私に一任していただいて良いか。
- 一同 : 了承
- 会長 : 事務局と調整し、最終版は委員の皆様にお渡ししたうえで、1月2月3日に私と三宅職務代理者で、市長へ答申する。